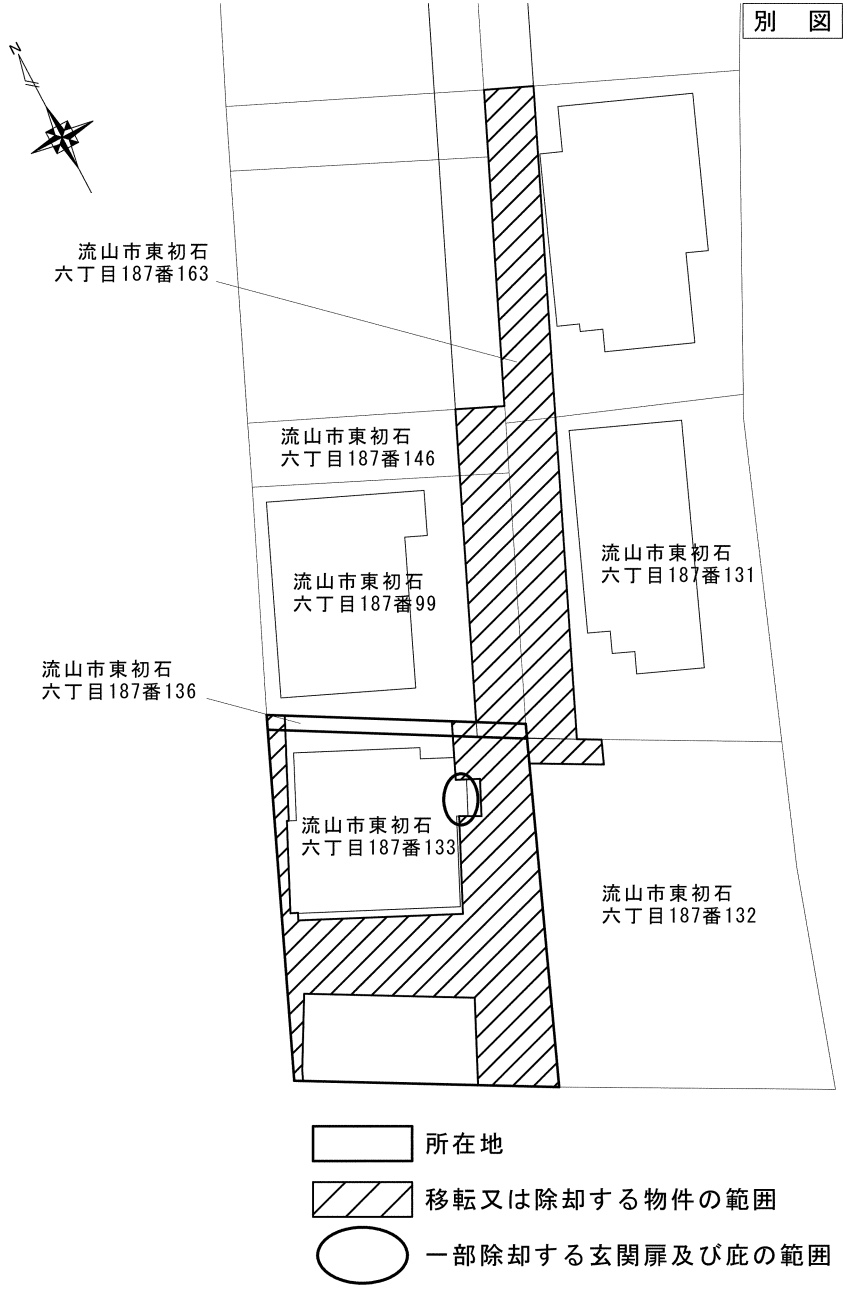
別　図



この図面は公図及び航空写真等を基に作成したものです。

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第４号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成30年３月16日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
近畿自動車道　名古屋神戸線 （新名神高速道路）	川西市石道字梅木谷１番５地先から 神戸市北区八多町中字本岡山632番７まで

２．指定する期日　平成30年３月18日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成30年３月16日　　西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑵㉒のうち、㈠、㈡、㈣、㈥及び㈦を削り、㈧を㈠に、㈩を㈡に、㈫を㈣に改める。

１．［２］⑵㉒に、次を加える。

㈣企画割引「ぶらり中国ドライブパス2018」

イ）割引をする自動車

Ａ　往復料金セットプラン

ニ）Ａの各項に定める発着エリア内のインターチェンジからニ）Ｂに定める周遊エリア内のインターチェンジまで往復し、ニ）Ｂに定める周遊エリア内を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣ